

「福祉に関するアンケート調査」に関する考え方について

1 調査実施の目的

次期「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定するに当たり、市内在住の障害者（児）の日常生活の状況や、障害福祉サービス等の利用状況、今後の要望・意見等を把握し、本市における効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 アンケート実施に係る基本的事項について

- (1) アンケートは、郵送による配付・回収により実施する。
- (2) 障害者（児）を対象としたアンケートであることが分からないよう、調査の名目を「福祉に関するアンケート調査」とする。
- (3) 宛名本人が直接回答することが難しい場合は、家族や介護者が本人の意向を尊重した上で回答することが可能であることを明記する。
- (4) アンケートには、平仮名・カタカナ・数字を除きルビを振る。

3 調査対象者について

(1) 前回調査

障害者については、①身体障害者調査、②知的障害者調査、③精神障害者調査の3区分で調査を行い、対象者については、手帳所持者の中から無作為抽出（身体障害者1,000名、知的障害者200名、精神障害者150名）している。

また、障害者を対象とした調査のほか、一般市民に対しても、2,000名を無作為抽出して調査を実施している。

(2) 今回調査

近隣自治体における調査の実施手法や、アンケート調査に係る事務負担を考慮し、今回調査については、次のとおり行うこととする。

ア 障害者手帳所持者のみを対象とし、一般市民に対する調査は実施しないこととする。

イ 前回アンケート時の設問内容を整理した上で、今回の調査については3障害共通とする。

ウ 前回同様、全数調査とせず標本調査とする。なお、障害の種別後との抽出数は、手帳所持者の概ね半数とする。

令和元年3月末時点

区分	手帳所持者数	抽出数
身体障害者手帳所持者	1,633人	800人
療育手帳所持者	390人	180人
精神障害者手帳所持者	365人	170人
計	2,388人	1,150人

※ 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課